

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 第二期地方分権改革について

(1) 国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、役割分担に基づく事務事業の再配分にあたっては、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、自由度の高い行政運営が可能となる推進方策を講ずること。

また、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲にあたっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を行うとともに、必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(2) 国による義務付け・枠付け、関与を廃止・縮小し、都市自治体の条例制定権を拡大するとともに、国の出先機関を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

(3) 国は地方分権改革推進委員会の勧告等を尊重すること。また、地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方と十分協議すること。さらに、計画作成後、速やかに「新分権一括法（仮称）」を制定すること。

(4) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、出先機関の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

(5) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議することにより、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映するため、「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

(6) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

2. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、地方消費税の充実を含む税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保でき

る地方税体系を構築すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税総額を復元・増額し、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。

3．道州制の議論にかかわらず、第二期地方分権改革を着実に推進すること。なお、道州制の検討にあたっては、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図る観点から検討されたいこと。

4．分権型社会においてNPO法人が地域づくりに果たす役割に鑑み、その活動の支援を促進する観点から、認定NPO法人制度について、認定要件の一層の緩和及び申請手続きの簡素化を図ること。また、各税務署に相談窓口を設置するなど申請に係る相談体制の拡充を図ること。

市町村合併支援の充実強化等に関する要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村に対する財政措置等について

- (1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するなど、引き続き市町村における計画的な事業実施ができるようにすること。
- (2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置など、引き続き総合的な支援措置を講じること。
- (3) 公共施設の統廃合等を円滑に進めるため、国庫補助施設の財産処分について、さらなる緩和を図ること。

2. 合併特例債について

- (1) 合併市町村の計画的な振興及び整備を促進するため、その所要額を確保すること。
また、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、市町村建設計画に基づく事業については、合併10年経過後においても合併事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の延長を含む特別の地方債措置を講じること。
- (2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた適切な算入を図ること。

3. 市町村合併に伴い都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、地域の実情に即し見直しを行うなど、適切な措置を講じること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくり に関する要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策を講ずること。

(2) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

(3) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

(4) 携帯電話事業者と連携し、災害時においても携帯電話の通話及び通信を安定的に確保するためのシステム構築を行うこと。

また、携帯電話を活用した全国瞬時警報システム（J - A L E R T）からの緊急情報伝達体制を構築すること。

緊急地震速報を市民が有効に利用できるよう、「緊急警報放送」の活用による情報伝達を実施すること。

(5) 災害危険個所を住民に周知するため、ハザードマップの作成及び更新費用にかかる財政措置を拡充すること。

(6) 局地激甚災害の指定区域での公民館や体育施設、文化施設等の公立社会教育施設災害復旧事業に対し、激甚災害の場合と同様の財政措置を講ずること。

また、大規模災害時における水道施設及び医療機関の復旧事業を激甚災害法の対象とすること。

- (7) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。
- (8) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- (9) 地方公共団体が防災上取り壊しの必要性を認めた倒壊の危険がある住宅の土地について、住宅取り壊し後の土地の固定資産税額が急激に上がらないような減額措置を講じること。
- (10) 災害時に道路や鉄道の寸断により交通が途絶した場合、船舶が人や物資輸送の重要な輸送手段となることから、防災船着き場の広域的な活用に向けた取組の強化及び早急かつ積極的な整備を推進すること。

2 . 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域について、地震防災対策強化地域に指定するとともに、具体的かつ充実した対策を講じること。
- (2) 富士山火山防災対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、富士山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。
また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。
- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図り、GPS 波浪計の精度向上等を含めた地震観測体制の整備充実を図ること。
また、地震に伴う大規模な地滑り、土砂崩れ等の原因調査や、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。
- (4) 庁舎、公民館、保育所等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。
- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。
また、住宅の耐震改修に係る所得税の税額控除を延長するなど、税制上の優遇措置を拡充すること。
- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、被

害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等の防災対策を講じること。

- (7) 合併した市町村については、災害に対する国の財政援助に関して、合併により不利益を受ける結果となるような場合は、その合併が行われなかったものとして災害復旧事業費の国庫負担等の特例措置を講じることが定められているが、その期間を現行の5年以内から10年以内へと延長すること。
- (8) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。

3 . 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。
- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。
- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じること。

安全対策の充実強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．北朝鮮による拉致被害者全員の早期帰国の実現と、拉致の可能性のある行方不明者の全容解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
- 2．「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を改正し、少年のシンナー等薬物乱用、暴力団による密売等違法な販売に関する取締りを強化するなど、総合的な治安対策の強化を図ること。
- 3．良好な治安を維持するため、警察署の新設、警察官の増員に係る財政措置を強化すること。
- 4．青色防犯パトロールの一層の推進を図るため、申請手続きの簡素化及び実施者証交付後の次期の講習受講までの期間を延長すること。

過疎地域の振興と限界集落対策の推進に関する要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．新たな過疎対策法の制定について

- (1) 過疎地域の振興を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法に代わる、新たな過疎対策法を制定すること。
- (2) 新たな過疎対策においては、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、現行の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や高齢者の占める割合等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
- (3) 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境や情報通信基盤の整備等の生活環境の基盤整備及び限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援等、総合的な対策を講じること。

2．過疎地域における財政基盤の充実強化について

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
- (2) 道路特定財源の一般財源化の検討にあたっては、過疎地域の道路整備に必要な財源は引き続き確保し、過疎地域の財政に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) 荒廃が進み活力が低下している過疎地域において、特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに柔軟に充当できるようにすること。
また、過疎対策事業債の対象事業に地震対策のための耐震防災事業を追加すること。
- (4) 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びICT利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

また、都市自治体がIT企業等と連携して取り組む新技術の開発、実証実験、運用に至るまでの複数年度にわたるICT施策推進に対する支援制度を創設するとともに、既存の支援制度についても、対象期間を複数年度とするなど、柔軟な運用を図ること。

3．情報格差を是正するとともに、住民生活の向上と地域経済の活性化を図るため、ブロードバンド未整備地域の解消をはじめ、情報通信基盤の整備をさらに推進する必要がある。そのため、都市自治体が行き届く地域情報通信基盤の整備等に対して、必要な財政措置及び技術的支援措置を講じること。また、電気通信事業者による光ファイバー網やCATV等のブロードバンド整備を促進するための施策と支援措置を講じること。

特に、条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

4．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、過疎地域等の条件不利地域、難視聴地域や圏外となる地域に対する十分な情報提供及び整備・対応を図ること。

また、条件不利地域等における難視聴地域等の解消のため、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修、さらに維持管理等について、市民や都市自治体等に対して必要な支援措置を講じること。特に低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

さらに、公共施設のデジタル化に対する支援措置を講じること。

5．市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。

住民基本台帳制度の改善等に関する要望

住民基本台帳制度の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．本人が住民票の写し等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化などを行うことにより、住民基本台帳における個人情報保護のさらなる充実を図ること。
- 2．住民基本台帳カードの普及促進のための支援措置について、さらなる充実を図ること。

戸籍謄本・抄本等の交付手続等の改善に関する要望

戸籍における個人情報の保護のさらなる充実を図るため、本人による戸籍謄本・抄本等の交付請求書の開示請求を認めるなど、本人が交付状況を知り得る制度とするとともに、不正請求に対する一層の罰則強化を行うこと。

外国人登録制度の改善等に関する要望

在留外国人の負担の軽減を図り、また、市町村が在留外国人の正確な情報を把握し必要な行政サービスを提供するため、外国人登録制度を抜本的に見直し、住民行政の基礎とするための外国人台帳に係る法制度を整備すること。その際、新たな外国人台帳の整備に要する経費等については、十分な財政措置を講じること。また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けるとともに、外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

また、多文化共生施策などを推進していくため、各種対策を拡充するとともに、国の外国人政策を総合的に企画、立案し、省庁間の連絡調整に必要な権限を有する組織の設置を検討すること。

人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待等の人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- 2．インターネットを利用した人権侵害による被害を防止するため、未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度を整備すること。また、法制度確立までの間は、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
- 3．すべての人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるとともに、あらゆる差別を撤廃するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
- 4．性同一性障害者が可能な限り普通の日常生活と社会活動を営むことができるよう、診断が確定した者の性別表記の変更のあり方や治療に対する健康保険適用範囲の拡大等について検討すること。また、運転免許証と同様に無用な性別表記は行わないよう検討すること。

さらに、性同一性障害について、国民が正しい理解を深めることができるように積極的に広報に努めること。

男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女間の賃金格差の解消、仕事と家庭の両立支援等及び改正パートタイム労働法の趣旨の周知徹底を図ること。

また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の第2次改正を受けて、基本計画策定、配偶者暴力支援センター設置に取り組む市町村への財政支援及び体制づくりへの支援措置を講じること。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を、国内外世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

また、北方領土周辺海域における漁業の安全操業の実現について、万全を期すこと。

地籍調査事業の推進等に関する要望

都市自治体においては、地籍調査事業を実施するために大きな財政負担と膨大な事務処理を強いられており、その計画的な推進は極めて困難な状況にある。

よって、国は、地籍調査事業を円滑に推進するための施策を積極的に講じるとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、地籍調査の成果のより効率的な活用のため、登記所が保有する地図及び登記簿に係る電磁的な記録を定期的に提供すること。

市区長選挙におけるビラ（マニフェスト）の頒布枚数の 見直しに関する要望

市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

個人情報の取扱いに関する要望

自主防災組織等の行政協力団体の活動を円滑に推進するため、行政機関が保有する個人情報の提供を認めるなど、個人情報保護と行政サービスの提供がバランスよく展開できるよう、関係法令の見直しを図ること。

統計調査に関する要望

統計調査の効率的な推進のため、国は、次の事項について必要かつ十分な措置を講じられたい。

- 1 . 各種統計調査について、効率的な行政運営を図るため、類似統計調査の重複をなくし、統合を図ること。
- 2 . 統計調査員の報酬の増額を行うとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1．地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

(1) 国と地方の税源配分「5：5」の実現と偏在性の少ない安定的な税体系の構築

地方が担う事務と責任に見合う税源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方税の充実を図ること。

税体系の抜本的な改革は、地方消費税の充実を含む税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国から地方、都道府県から市町村への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

2．個人住民税の充実確保

(1) 市町村が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の市町村への配分を充実させること。

(2) 個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

(3) 個人住民税における生命保険料控除等については、本来住民税の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。

また、配偶者控除等の人的控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直しを行うこと。

- (4) 個人住民税の現年課税方式について検討すること。
- (5) 個人道府県民税の徴収取扱費交付金は、平成 18 年度の税制改正により算定方法が変更されたが、税源移譲等により賦課徴収事務経費が増大するなど、徴収取扱費交付金が徴収経費に比べ不足する可能性があることから、算定基礎となる金額の増額等について検討すること。
- (6) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴うシステム開発経費については、措置額が開発経費に比べ大幅に不足する場合が生じているため、都市自治体の実態を把握し、特別交付税等によりさらなる財政措置を講じること。
- (7) 個人住民税の公的年金からの特別徴収に当たっては、年金受給者に対し制度の周知徹底を図るため、国・都道府県・特別徴収義務者は連携し、周知・広報を図ること。
また、制度の実施に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

3 . 固定資産税の安定的確保等

- (1) 固定資産税の課税標準は、原則として固定資産の価格であるが、商業地等に係る税負担の調整措置により、固定資産の価格に対する課税標準の上限を 70% としている。この上限を堅持すること。
- (2) 償却資産は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。
- (3) 家屋の評価方法は複雑であり、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- (4) 固定資産税等の徴収について、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収努力のみでは、非常に困難事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

4 . 法人住民税の充実確保

- (1) 法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への

配分を充実すること。

(2) 法人住民税均等割の税率を引き上げること。

(3) 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たすなどの問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

5 . 事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

6 . 軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を見直すこと。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、標準税率、課税方法、課税対象等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

7 . 地方譲与税等の充実確保

(1) 空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

(2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。

(3) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

8 . 地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜

本的に是正措置を講じること。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

9. 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

(1) 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行なっているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の特例措置を設けること。

(2) 市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の政令指定都市等への移管に当たっては、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限を移譲するとともに、所要全額について道府県からの税源移譲により措置をすること。

10. 温暖化対策税制（いわゆる環境税制）の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

11. 地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1：1 を堅持する等、地方税が増収となるよう措置すること。

12. 課税・徴収体制等の改善

(1) 地方税の電子申告システムについては、市町村への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。

また、市町村の負担について、必要な財政措置を講じること。

- (2) 市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告データ、配当・報酬データ、法務省所管の商業登記データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、また自ら出向いて閲覧し、取得しなければならず、データ処理に多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

- (3) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。
- (4) 徴収事務については、国・都道府県をはじめ関係団体との税務運営上の協力体制を充実すること。
- (5) 割賦販売で自動車を購入する場合、当該販売代金を完済し、所有権移転登録を行わなければならないにもかかわらず、租税滞納者が、所有権移転登録を怠っている場合には、差押登録が出来ないため、道路運送車両法第 13 条の移転登録を徹底すること。

また、移転登録が徹底されず、移転登録に租税滞納者の協力が得られない場合には、租税債権者による代位登録が出来るように法的整備を図ること。

- (6) ふるさと納税制度においては、寄附金控除に関する申告手続の負担軽減等を図ること。

14. 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。

15. 地方公営企業等金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

地方交付税の復元・増額に関する要望

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．平成 21 年度の地方交付税については、社会保障関係分野に係る財政需要の増大など都市自治体の実態を的確に反映し、地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額を復元・増額し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

2．地方交付税の算定にあたっては、都市自治体の財政需要の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費の算定については、制度創設の趣旨を踏まえ、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

3．頑張る地方応援プログラムの財源については、地方交付税の本旨を見失うことのないよう地方財政計画の歳出総額に加算すること。

また、算定にあたっては、各地方自治体の実情を的確に把握したうえで、制度の趣旨である真の「魅力ある地方」づくりが反映されるよう適切な算定を行うこと。

4．景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

5．市町村民税所得割に係る基準財政収入額の算定が過大となった場合には、安定的な地方財政運営に支障をきたさないよう、適切な財政措置を行うこと。

また、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当面、基準

財政収入額に 100% 算入することについては、地方自治体の意見を十分踏まえたうえで算入率の見直しを検討すること。

6 . 地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定すること。

また、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

7 . 政府が策定した「安心実現のための緊急総合対策（8月29日）」及び「生活対策（10月30日）」における地方自治体に対する支援策などの具体化に当たっては、地方自治体の実態や意見を十分踏まえること。

国庫補助負担金改革に関する要望

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め自立（律）した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、国が責任をもって負担すべき分野を除き、「地方改革案」に沿って、廃止・縮小（一般財源化）、事務事業の廃止を国の責任によって実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。
- 2．国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。
- 3．国庫補助負担金は、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2．公的資金の繰上償還については、5兆円規模の補償金免除繰上償還等の措置がされたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、更なる公債費負担の軽減を図るため、繰上償還等の要件の緩和や規模の拡大、期間の延長の措置を講ずること。
- 3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。
- 4．地方債は協議制になったが、最終協議以降の補助金等の変更に対応できない例も見られることから、柔軟に対応できるよう改善を図ること。

財政の健全化の推進に関する要望

地方公共団体財政健全化法の施行及び新公会計制度の導入について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地方公共団体財政健全化法に基づく制度の運用にあたり、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないように十分配慮すること。
- 2．新公会計制度導入に伴うシステム改修費など、都市自治体の財政負担について適切な措置を講じること。

（株）ゆうちょ銀行における公金収納手数料等の 見直しに関する要望

（株）ゆうちょ銀行における払込取扱票等による公金収納手数料及び収納日報の作成などの事務処理については、指定金融機関及び他の収納代理金融機関と同等とすること。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2．低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3．介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
また、サービスの質の向上及び適切な人材を確保するための環境を整備すること。
- (2) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。
- (3) 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、人員配置の緩和など地域の実情に配慮した弾力的な基準とするとともに、基盤整備

の促進に向けた財政措置を講じること。

4．第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法の在り方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。

5．要介護認定について

- (1) 要介護認定事務の効率化を図るため、更新認定期間及び要介護等認定基準について、実態を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

6．介護報酬について

次期介護報酬の改定にあたっては、保険料の水準に留意しつつ、適切な人材の確保、サービスの確保・質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。

7．地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域支援事業について、実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (3) 特定高齢者の実態把握や決定について、都市自治体が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、所要の措置を講じること。

8．その他

今後の介護保険制度の見直しにあたっては、都市自治体と十分協議するとともに、見直しの具体化にあたっては、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に関する要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、全ての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

2．国保制度における当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業及び国による財政負担のない保険財政共同安定化事業について、実態を考慮し、国の責任において関係予算の所要額を確保すること。

(2) 制度改革に伴う国保財政への影響を考慮した上で、適切な財政措置を講じること。

(3) 市町村国保に義務付けられる特定健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態を踏まえ十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、特定健診・保健指導については、全ての対象者に対し、公平かつ適切に実施するための措置を講じるとともに、国において十分な広報を行うこと。

(4) 75歳に達するまでの全ての高齢者が洩れなく特定健診を受診できるよう、見直しを行うこと。

(5) 後期高齢者支援金等の算定について、被保険者数のみでなく、医療費適正化の実績や所得格差を考慮するなど、国保の負担増にならないよう配慮すること。

(6) 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

(7) 国の責任において国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

(8) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止するこ

と。

- (9) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (10) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (11) 資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整について、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるよう、関係法令を整備すること。
- (12) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料（税）の軽減について、財政面を含め必要な措置を講じること。

3 . 後期高齢者医療制度について

- (1) 国において後期高齢者医療制度の実施状況を把握し、適切な情報提供や助言を行うとともに、円滑な実施のための十分な財政措置を講じること。
- (2) 制度見直しを行う場合は、地方の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システム経費などについては、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。
- (3) 後期高齢者医療給付費負担金については、各保険者に対して医療給付費を確実に配分し、調整交付金は別枠化すること。
- (4) 国は、制度の内容及び趣旨等について、多くの国民の理解を得られるよう、今まで以上に周知徹底を図り、迅速かつ確実な制度の定着に努めるとともに、都市自治体等で実施する広報活動について、十分な財政措置を講じること。

また、特別対策の終了時に住民の混乱が生じないように、十分な広報を行うこと。

- (5) 健診・保健指導等について、地域の実態に即した財政措置を講じること。
- (6) 同一世帯に属する各被保険者に係る賦課限度額について、緩和措置を講じること。
- (7) 不均一保険料率の対象となっている離島など医療の確保が困難な地域に対し、財政措置を講じること。

- (8) 特別徴収について、普通徴収と同様に社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。
- (9) 診療報酬(特定入院基本料)に係る 90 日を超える場合の減額措置については、医療の必要な者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援のための包括的な制度を早急に構築すること。

2．子育て世帯に対する更なる所得税の減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

3．少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

4．保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化に係る保育所施設整備等について、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、地域間格差が生じないよう保育単価表における地域区分を見直すこと。

(3) 保育料については、保護者の負担や地域の実態を考慮し、保育所徴収金基準額を見直すこと。

(4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。

(5) 保育所を運営する者に対し、徴収権限を付与できるよう児童福祉法等の改正を図ること。

(6) 病児・病後児保育事業について、体調不良児対応型の補助要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

(7) 就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園・保育所・認定こども園の所管を一元化すること。

また、幼稚園型、保育所型の認定子ども園においても、教育・保育の質を確保するため、現行の幼稚園・保育所補助制度の両方の財政措置が受けられるよう補助制度を統一すること。

(8) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

5. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。

(2) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。

(3) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

また、大規模児童クラブ（児童数 71 人以上）の適正規模化の期限を延長すること。

6. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の二重支給を防止するべく、連携強化を図ること。

7. 児童手当の所得制限を見直すなど給付の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、より公平な審査を行うための規定を整備するとともに、支給額の算定については、認定請求のあった日の翌月からではなく、支給要件に該当した日の翌月から対象とすること。

8．父子家庭についても、児童扶養手当や現行の「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とすること。

9．児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。

10．子どもの医療費無料化制度を創設すること。

当面、各自治体が実施している医療費助成事業に対し、財政措置を講じること。

11．ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

12．安全な出産に必要となる妊婦健康診査について、全国統一的な公費負担制度を創設するとともに、実態を十分踏まえた財政措置を講じること。

13．地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

14．障害児施設と保育所の両施設を利用する児童の保護者に対し、負担軽減措置を講じること。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化に適応した制度改正を着実に進めること。
- (3) 高等学校等就学費については、個々の事情を勘案しつつ、私立高校も生業扶助の対象とすること。
- (4) 自立意欲のある生活保護受給者が救護施設を退所した後の住居費・生活諸費については、自立支援の一環として、全国統一的に就職支度費に加算すること。
- (5) 不正受給を防止するための実効性ある措置を講じること。
- (6) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。
- (7) 有料老人ホームに入所している被保護者について、住所地特例を適用すること。
- (8) 生活保護受給者の冬季暖房費用について、実勢価格に即したものとすること。

2．福祉制度の改正等に伴う電算システム改修経費等について、地域の実態を踏まえた十分な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3．原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など実態に即した支援措置を講じること。

- 4 . 原子爆弾被爆者の原爆症の認定にあたっては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨や被爆者救済の観点からの司法判断等を踏まえ、高齢化した被爆者の立場に立った制度運用を図るとともに、速やかな審査に努めること。
- 5 . 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。
- 6 . 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。
- 7 . 緊急通報システムの見守りサービスについて、より良い福祉サービス提供のため、警備業の認定業者以外への委託も可能となるよう「警備業法等の解釈運用基準」を緩和すること。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 地域生活支援事業については、地域において安定したサービスを継続的に提供できるよう、地域の実情を十分に踏まえ、その在り方について検討すること。
- (3) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないように、障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とするとともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (4) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (5) 利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置については、これまでの実績等を十分に踏まえ、平成 21 年度以降の対応について検討すること。
- (6) 入所施設支援について、障害程度区分による利用制限を撤廃し、利用者の希望によりサービスを選択できるよう配慮すること。
- (7) 利用者負担額の算定にあたり、負担上限月額設定後の個別減免等軽減を算定する際の資産要件を見直すこと。
また、就労移行支援や就労継続支援の利用者の就労意欲促進を図るため、負担金の算定にあたっては、本人の就労収入を控除する個別減免制度を設けること。
- (8) 短期入所事業について、障害者の利用実態に即したものとなるよう、職員配置基準等を改善すること。

2．障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、更なる財政措置の充実を図ること。

また、報酬の見直しにあたっては、人材の確保を含め、事業所の安定的な運営が確保されるよう、地域における利用者の公平性や利用実態を十分踏まえ、適切な内容となるよう配慮すること。

3．障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じること。

4．精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

5．重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。

6．障害者の自立や社会参加を促す所得保障を拡充するとともに、就職後の定着支援や、障害者の雇用を促進する企業への支援措置等を講じること。

7．障害児支援について

（1）障害児が幼児期から学齢期を一般学校で学び育つことができるよう、地域の実態を踏まえ、適切な支援措置を講じること。

（2）学齢期の障害児に対する児童デイサービス事業を継続実施するなど、放課後等の適切な見守り支援体制を整備するとともに、十分な財政措置を講じること。

（3）発達障害児の早期療育に有効な知的障害児通園施設の整備にあたっては、地域の実情を踏まえ、地方自治体が発行する知的障害児通園施設の整備について、支援措置を講じること。

8．発達障害者（児）に係る各種支援サービス等の制度化について検討するこ

と。

また、就学前児童における発達障害等の早期発見及び適切な支援のため、保育補助員等の配置について財政措置を講じること。

9．障害特性に応じた適切なサービスを確保するため、従事者の専門性を高めるための研修の充実等必要な措置を講じること。

10．知的障害者更正相談所を都市自治体の意向により設置できるよう、制度を改正すること。

11．障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。

地域医療保健に関する要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、医学部定員の更なる増員や各種対策に係る十分な財政措置等、医師の絶対数を確保するための即効性のある措置を早急に講じること。
- (2) 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科や救急医療において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。
また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。
- (3) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。
また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 看護師・助産師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (5) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。
- (6) 新医師臨床研修制度の導入に伴い、地域医療を担う医師が不足している深刻な事態を踏まえ、同制度の改善を図ること。
- (7) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けることについて検討すること。
- (8) 病院勤務医の勤務環境を改善する方策を講じること。

2. 自治体病院について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域医療を確保できるよう十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に

対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。

(2) 地域医療の確保に支障が生ずることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

(3) 市町村合併に伴う自治体病院に対する特別交付税の激変緩和措置について、措置経過後においても当該措置を継続すること。

3. 救急医療について

(1) 小児救急医療をはじめ救急医療体制の整備及び運営等について、財政措置の拡充を図ること。

(2) 第三次医療機関・救命救急センターについて、ドクターヘリの導入を促進し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. がん対策について

(1) 「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、がん検診事業に対する財政措置を講じること。

(2) 地域がん診療連携拠点病院について、地域の実情に応じた指定が行われるよう、運用改善を図ること。

また、がん診療の拠点となる医療機関の施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

5. 予防接種について

(1) 新型インフルエンザの感染予防等のため、都市自治体を実施することとなる対策について、必要な支援策や財政措置を講じること。

(2) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対する財政措置を講じること。

(3) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種や子どもに対するインフルエンザ予防接種について、定期接種として位置付けること。

(4) 日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまう者に対し、

旧型のワクチンの確保等十分な経過措置を講じるとともに、接種が再開された際は定期接種として位置付けること。

- (5)平成20年度から5年間の時限措置として実施される麻しん予防接種について、十分な財政措置を講じること。
- (6)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により保護された者に対する予防接種について、地域格差が生じないように、適切な措置を講じること。
- (7)インフルエンザ菌b型(Hib)に対する予防接種について、その有効性及び安全性を確保した上で定期接種として位置付けること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、財政措置を講じること。

7. 寡婦の医療費について、軽減策を講じること。

8. 保険適用外の不妊治療のうち、人工授精及び既に助成制度のある特定不妊治療を保険適用とすること。

9. 脳脊髄液減少症について、治療法を早期に確立するとともに、患者の経済的な負担軽減策を講じること。

10. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．年金記録漏れ問題等への対策を実施するにあたり、都市自治体の協力が必要となる場合には、適切な財政措置を講じるとともに、事前に各自治体と十分協議を行うこと。
また、社会保険庁廃止後の後継組織である日本年金機構について、国民の信頼を得られる組織とすること。
- 2．将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、その在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと。
- 3．受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
- 4．国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
- 5．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。
- 6．法定受託事務である年金裁定請求事務を国に移管することについて、検討すること。

水道事業に関する要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業並びに施設の耐震化及び安全強化について、財政措置等の拡充を図ること。
- 2．水道施設の災害復旧事業について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象事業とすること。
- 3．簡易水道事業の統合促進については、地域の実情に応じた採択要件にするとともに、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。
- 4．ほう素等を除去する温泉排水処理機の技術開発等について、財政措置を講じること。
- 5．計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。
- 6．水道の水源の開発の用に供するダム等の改修等について、水道水源開発施設整備費の補助対象とすること。

雇用就業対策に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．正規雇用の促進や「仕事と生活の調和」の推進に取り組む企業等に対する支援措置を拡充するとともに、経済的に不安定な若者の就職支援を充実すること。

また、ILO第175号条約を批准するなど、非正規労働者の雇用環境を改善すること。

2．シルバー人材センターと同様の事業活動を行っている高齢者等の就労を促進する団体等と役務提供の随意契約が行えるよう、関係法令を改正すること。

3．独立行政法人雇用・能力開発機構の整理合理化について

(1) 雇用・能力開発機構の地方組織である「ポリテクセンター」及び「ポリテクカレッジ」は、中小企業が多くを占める都市自治体においては若者の人材育成など、重要な役割を果たしている実情を考慮し、その機能を存続すること。

(2) 雇用・能力開発機構が運営する雇用促進住宅の廃止にあたっては、入居者に対し十分に説明を行ったうえで、退去者の受け入れ先を確保するとともに、退去までに十分な期間を設けるなど、実態に配慮した対応を図ること。

また、平成23年度末までに廃止対象となっている住宅においては、代替住居の確保が困難である状況を考慮し、必要に応じ廃止時期を延長すること。

なお、都市自治体に移管する場合は、各自治体の厳しい財政状況に配慮し、無償譲渡とするなど財政面での支援を行うこと。

4．都市自治体の実情を考慮し、中小企業勤労者総合福祉推進事業の経過措置を延長すること。

廃棄物・リサイクル対策に関する要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．総合的な廃棄物政策について

(1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の明確化を図るとともに、事業者、消費者及び自治体が各々の責任と適正な負担により、循環資源のリサイクルを円滑に推進できるようリサイクル諸法を恒常的に検証すること。

(2) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

また、再商品化コストの低減を図るため、再商品化手法について自治体の意向が反映されるよう改善すること。

(3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。

(4) 製造過程から生じる副産物や産業廃棄物を原料とした再生品について、適切な活用がなされるよう支援体制を強化すること。

また、再生品の保管等に伴い有害物質が検出された際、当該事業者が倒産等で対処できない場合には、国の責任において解決すること。

2．廃棄物処理施設等について

(1) 廃棄物処理施設等の整備事業について、各自治体の財政規模を考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され平準的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

(2) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営に対する支援措置を拡充するとともに、余熱活用施設の整備についても交付対象とすること。

(3) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外

に利用される場合等に対し、事業主体が替わった場合も含め更なる財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル法について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めることとし、5年後の制度見直しに限定することなく、現状を踏まえ前倒しで検討を行うこと。

また、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

(2) 家電リサイクル制度について、適切な財政措置を講じるとともに、自治体と事業者との協力体制について更なる支援を行うこと。

(3) 不法投棄対策を十分考慮した上で、対象品目の更なる拡大を図ること。

(4) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や収集、運搬、処理等を義務付けること。

(5) 指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

4. 容器包装リサイクル法について

(1) 法律の附則の規定に関わらず、拡大生産者責任の原則に基づき、自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

(2) 容器包装リサイクル法の改正に伴う附帯決議等を踏まえ、レジ袋の有料化に伴う収益を環境対策等に充当する制度を確立すること。

(3) 容器包装リサイクル制度について適切な財政措置を講じるとともに、飲料用容器等のデポジット制やリターナブル容器の普及、容器包装の範囲の周知徹底等により、容器包装の発生抑制を図ること。

また、容器等の設計段階から分別・リサイクルに配慮した仕様を事業者が義務付けること。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地球温暖化の防止に向け、環境税の創設等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入や省エネルギーの促進等総合的な対策に係る支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

2．浄化槽設置整備事業等について

(1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。

(2) 合併処理浄化槽への転換を促進するため、既存の単独処理浄化槽等の撤去費について、財政措置の拡充を図ること。

3．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

4．火葬場等の施設整備事業について、都市自治体の現状を考慮しつつ、円滑な執行が確保されるよう、十分な財政措置を講じること。

アスベスト対策等に関する要望

アスベストや健康に影響を及ぼす恐れのある汚染物質等の発生抑制のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. アスベスト対策について

(1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受ける全ての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立すること。

また、定期的な検査等による経過観察に要する費用について財政措置を講じること。

(2) 全ての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な支援措置を講じること。

(3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入の流通経路等適切な情報提供を行うこと。

2. 有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染に対し、その防止を目的とする法規定を設けるとともに、土壌汚染に係る浄化措置等を促進するため、小規模事業者への支援強化を図ること。

公立学校施設等の整備に関する要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2．地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

3．公立学校施設等について、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

また、補助金申請に係る事務手続きの簡素化を図ること。

4．国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。

5．小中学校の統廃合を推進するにあたり、補助金の返還や地方交付税等に影響を及ぼすことのないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

6．2011年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、学校のデジタル化に対する十分な財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級等の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。また、「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を延長すること。
- (3) 専任の司書教諭等の全校配置等、学校図書館における人的配置の充実を図るとともに、適切な税財源措置を講じること。
- (4) 学校図書館支援センター推進事業について、希望する都市自治体が21年度以降も実施できるよう、新制度として事業化すること。
- (5) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。
- (6) 学校栄養教諭の配置を促進し、食育の推進を図ること。
- (7) スクールカウンセラーについて、絶対数が不足している学校等へ効果的に配置できるよう配慮すること。
- (8) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、教員の補充について十分配慮すること。
- (9) 科学教育など特色のある教育活動を行う学校等に対して、加配教員を確保すること。

(10) 不登校児童生徒に適切に対応するため、適応指導教育への支援措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

(1) 普通学級に在籍する障害児や、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。

(2) 特別支援学級における児童・生徒の定数の見直しを行うこと。

(3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について入学手続きの簡素化を図ること。

(4) 障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動について、支援を行うこと。

(5) 社会的自立に向けた教育を受けることができるよう、高等学校における特別支援教育の推進体制の充実を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法令等の諸整備を早期に行うこと。

5. 小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を図ること。

7. 学校保健安全法の施行にあたっては、学校安全対策等を円滑に実施するため、学校設置者等の実態を的確に踏まえた上で実施するとともに、十分な財政措置を講じること。

8. 要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費等について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保すること。

9. 学校間ネットワークのセキュリティー向上など、情報環境整備事業への支援措置を充実すること。

10. 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。

11. 幼稚園就援奨励に係る財政措置等の拡充を図ること。

12. 幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。

13. 就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園・保育所・認定こども園の所管を一元化すること。

また、幼稚園型、保育所型の認定こども園においても、教育・保育の質を確保するため、現行の幼稚園・保育所補助制度の両方の財政措置が受けられるよう補助制度を統一すること。

14. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
- 2．中心市街地の活性化を支える多様な支援施策の拡充等
 - (1) まちづくり交付金の安定的な財源措置を講じること。
 - (2) まちづくり三法が全面施行された以降の大規模集客施設の立地動向を把握し、当該施設の立地に当たっては、中心市街地活性化に資する適切な措置を講じること。
 - (3) 交通結節点の円滑な整備を推進するため、駅前広場・自由通路等の整備に係る関係者間の協議調整・手続きのルール等を早急に決定すること。
- 3．市街地の基盤整備促進のための財政措置の充実を図るとともに、土地区画整理事業を円滑に推進するため、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
- 4．街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。
- 5．連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政措置を拡充すること。
- 6．国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。

7．企業立地を円滑に促進するため、企業立地重点促進区域における開発行為を都市計画法の許可基準に追加すること。また、開発許可が不要だった工業団地において、都市計画法改正以前と同様の手続きになるよう適切な措置を講じること。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道事業の計画的な整備を促進するとともに、水質保全効果を一層高めるなど総合的な汚水処理対策が推進されるよう、財政措置を充実するなど、所要の予算額を確保すること。

特に、集中豪雨等による内水氾濫による被害の軽減対策や、施設の耐震化と被害の最小化を組み合わせた総合的な地震対策を推進すること。

- 2．下水道事業債について、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還の負担軽減対策など一層の充実を図ること。

公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共事業用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
- 3．「土地開発公社経営健全化対策」については、都市のおかれている財政状況等を踏まえ、経営健全化の期間について柔軟に対応するなど支援策の弾力化を図るとともに、財政措置の充実を図ること。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
- 2．都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区の指定について、積極的な対応を図ること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
- 3．子どもの安全な遊び場を確保するため、都市公園等に設置された遊具の安全性を確保するための施策を講じるとともに、遊具の点検、修繕及び更新を促進するための財政措置を充実すること。
- 4．景観形成総合支援事業については、計画期間を延長するなど財政措置の充実を図ること。

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．雪寒地帯における市町村道の除雪費に対する安定的な財政措置を講じること。また、雪寒路線指定基準の緩和による追加指定を行うこと。
- 2．除雪体制を維持するため、建設機械整備事業の採択基準の緩和や都市が除雪機械をリースにより確保した場合の財政措置を講じるなど、除雪機械整備事業の拡充を図ること。
- 3．豪雪により地方と大都市圏を結ぶ骨格道路が通行止めとならないよう、普通タイヤ車両の早期通行規制、除雪体制の確立及び消融雪設備の整備促進を図ること。

道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．道路特定財源の見直しについて

- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、これまで地方に配分されてきた以上の額を「地方枠」として確保し、地方税財源の充実強化を図ること。
- (2) 道路特定財源を構成している国税・地方税ともに、暫定税率分も含めた現行税率を維持すること。
- (3) 地方道路整備臨時交付金及び地方道路整備臨時貸付金を今後も維持し、さらに拡充すること。
- (4) 道整備交付金に対する財政措置を拡充すること。

2．新たな道路の中期計画の策定にあたっては、立ち遅れている地方の道路整備の状況を踏まえ、地方が真に必要としている道路整備が計画的に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。

3．幹線道路網等の整備について

- (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。
また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
- (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
- (6) 利用者の利便性の観点から、高速道路通行料金体系の一元化を図ること。

4．道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

- (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
- (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

5．橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げ、計画期間の延長を行うこと。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

6．道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7．交通信号機や歩道等の整備促進等の交通安全対策を促進すること。

また、交通信号機の設置手続きについては、道路管理者の関与を可能とするなど弾力的な措置を講じること。

8．道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置を講じること。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通ネットワークの維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の高速化、複線化、路線延長及び鉄軌道新線建設、新駅設置等の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、安全運航に不可欠な鉄道基盤整備（線路・電路や車両等）の維持修繕についても助成の対象とするよう支援措置の更なる拡充を図ること。
- (3) 地方公共団体が中心となって策定する都市交通戦略に基づく路面電車及びLRT等の都市交通の整備事業の対象の拡大及び財政支援措置の拡充を図ること。
- (4) 鉄道駅等の交通結節点の整備における地元自治体や交通事業者等の関係者間の費用負担や手続きについて、早急に明確なルール化を図るとともに、自治体の負担については必要な財政措置を行うこと。
- (5) 軌間可変電車(フリーゲージトレイン)の技術開発を促進するとともに、早期実用化を図ること。

2．整備新幹線等について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、その早期開業を目指すとともに、未着工区間については、所要の手續を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設に対する沿線自治体の負担について軽減を図ること。
- (3) 中央リニア新幹線の早期実現に向けて、必要な調査を早急に実施し、調査終了後は直ちに整備計画へ格上げすること。

3．整備新幹線の並行在来線について

- (1) 並行在来線のJRからの経営分離後も、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、事業用JR資産の譲渡は収益性に基づく価格設定とすること。
- (2) 並行在来線の初期投資への起債充当及び交付税措置を講じること。
- (3) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

4．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

- (1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。
- (3) 高齢者や障害者等の利用実態によりバリアフリー化の事業の対象とする旅客施設については、国が責任を持って利用実態の調査を行い、全国の該当施設を把握するとともに、事業を実施する目標の時期を設定し、積極的にバリアフリー化の措置を講じること。

5．鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

6．地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって計画を策定し、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援措置を講じること。

7．地域住民にとって日常生活に不可欠な交通である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する支援制度を充実すること。

8．過疎地等の地域住民の移動手段を確保するため、自家用自動車による有償運送制度について、「地縁団体」や「自治会等」が実施主体となれるよう関係法令を改正すること。

9．空港の整備の推進等について

(1) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

(2) 羽田、成田、関西等の国際空港との乗入れ等により地方空港の就航便を確保すること。

(3) 乗継ぎ便の運賃がさらに割安となるよう、割引を実施する航空事業者に対して講じている各種支援措置の拡充を図ること。

(4) 地域の航空機騒音の実情を十分に配慮し、空港周辺地域の環境対策を強力に推進すること。

また、民間事業者が運営する空港に対しては、周辺地域の騒音に対する苦情に真摯に耳を傾け、「航空機騒音に係る環境基準」に準拠した騒音測定をあらためて綿密に実施するよう国から指導すること。

(5) I L S 進入時の航空機の飛行高度と飛行ルート of 調査をし、調査結果を公開すること。また、飛行高度及び飛行ルートにルール違反がある場合は速やかに是正すること。

10．離島航路に対する支援について

(1) 離島航路の安定的な運航を確保するため、離島航路の運航等に対する補助制度の見直しを行うとともに、財政支援措置を強化すること。

(2) 現在、離島航路のみで適用されている離島航路整備法に基づく欠損額の補助について、離島に指定されていない生活航路においても適用できる制度を創設すること。

11．国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

12．水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締るよう執行体制の強化を図ること。

港湾・海岸に関する要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．港湾整備事業及び海岸整備事業の整備促進を図るため、必要な予算を確保すること。
- 2．大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするためにも、防波(潮)堤や海岸保全施設等の高潮・津波対策を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援等のハード・ソフト一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
- 3．我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、国際海上コンテナターミナルや大深度岸壁、航路再生等の総合的な物流基盤の施設整備の推進を図ること。
また、背後地との物流の円滑化のため臨港交通施設や周辺道路網の整備を推進すること。
- 4．民間施設を含めた既存港湾ストックの有効活用を図るため、官民一体となった取組を支援するとともに、延命化や維持補修に要する財政支援措置の拡大を図ること。
- 5．観光の振興や地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなと」の振興策の推進・拡充を図ること。
- 6．浸食が進んでいる海岸について、侵食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備、消波ブロックの設置及び嵩上げ等の浸食対策施設整備を積極的に推進するよう財政措置の充実を図ること。
- 7．海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。

8. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。

9. 港湾に整備する基幹的広域防災拠点は、その広域性と発災時の円滑な機能転換等を考慮し、通常時においても国直轄で維持管理を行うこと。

10. 海岸へ漂着する廃棄物の対策について

(1) 海岸漂着ごみの処理の大半は地元市町村及びボランティアが行っている実態から、国は海岸管理者、関係自治体及び住民が協働して取り組むことができる海岸漂着ごみの処理体制を早急に確立するとともに、市町村が実施する漂着ごみの適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じること。

(2) 漂流・漂着ごみ問題について、日本海周辺諸国に対して、外交ルートを通じて連携を強化し、原因究明に努めるとともに、不法投棄防止対策や適正処理について協力要請を行うこと。

(3) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、国が漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．河川改修事業、高規格堤防整備事業、堤防強化対策事業、特定構造物改築事業、浸水被害対策事業等、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、必要な措置を講じること。

また、準用河川の改修事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に拡充すること。

3．河川の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

(1) 一級河川の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。

(2) 権限移譲する個々の一級河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4．近年、地球温暖化に伴う気候変化による大雨被害が頻繁に発生している状況を踏まえ、気候変化に適応した治水対策を推進すること。

5．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。

6．特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

住宅・建築施策に関する要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域住宅交付金については、安定的な財源措置を講じること。
- 2．公営住宅について
 - (1) 住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な支援措置を講じること。
 - (2) 公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度を改善すること。
- 3．構造計算書偽装問題への対応について
 - (1) 指定確認検査機関制度について、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう制度の見直しを行うこと。
 - (2) 倒壊危険のある建物の居住者や周辺住民の被害を救済するための法整備を行うこと。

また、地方公共団体の公金支出の法的根拠を明確にすること。
- 4．指定道路台帳整備事業については、必要な財政措置を講じること。

なお、インターネットでの公開をシステム化する場合、その構築・運営費用に対して十分な財政措置を講じること。
- 5．管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政措置を講じること。

観光に関する要望

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
- 2．訪日外国人旅行者が国内を移動しやすい低廉な運賃設定や、交通と宿泊のセット商品など外国人にとって利便性の高い商品開発ができるよう施策を講じること。
- 3．地方交付税の算定に当たっては、観光都市の特殊な事情を踏まえ、観光客等短期滞在人口を考慮するなどの補正措置の拡大を図ること。

農業の振興に関する要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 米政策の推進について

(1) 米価の下落を阻止するため、政府備蓄米の備蓄水準を引き上げるなど抜本的な対策を講じること。

また、米価下落時に大きな影響を受ける農家の経営安定を図るため、無利子の緊急資金貸付制度等の支援策を講じること。

(2) 生産調整目標達成のため、生産調整の取組みとして扱う米穀に醸造用玄米を含めること。

また、転作農産物の生産にかかる技術指導を行うこと。

(3) 地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する産地づくり対策のための「産地確立対策交付金」(現「産地づくり交付金」)については、所要額を確保すること。

(4) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成22年度以降も継続すること。

(5) 我が国の食料供給力を強化するため、食料自給率・自給力の向上に結びつく新規需要米(米粉・飼料用米等)の生産拡大に向けた支援策を講じること。

(6) 中山間地域における耕作放棄地の解消を図るため、地域の実態に応じた措置を講じること。

2. 水田・畑作経営所得安定対策について

(1) 水田・畑作経営所得安定対策の推進に当たっては、円滑かつ着実な推進を図るとともに、集落営農組織等への支援強化を図ること。

また、対象品目の拡大を図るとともに、多様な形態の農家が取り組むことができるよう加入要件の緩和を図ること。

(2) 収入減少影響緩和対策及び生産条件不利補正対策については、加入者メリットが図られるよう、算定基準の見直しを行うこと。

3. 原油価格高騰対策について

(1) 農業生産資材の安定供給及び価格の安定を図るとともに、原油価格高騰の影響を受ける農林水産事業者に対する支援措置の拡充を図ること。

(2) 施設園芸等農家の経営の健全化を図るため、省エネルギー型農業機械等緊急整備対策を継続すること。

また、原油高騰の影響の少ない国内産肥料の開発及び省エネルギー技術の普及指導を図ること。

(3) 省エネルギーや代替エネルギー導入に対する支援の充実強化を図ること。

(4) 農林水産業従事者が軽油引取税免税制度を効果的に活用できるよう、事務手続きの簡素化を図ること。

4. 農家に対し、肥料コスト増加分の一部を支援する「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」については十分な財源を確保すること。

また当該事業の実施期間及び内容については、肥料価格の動向や農業者の経営状況等を踏まえ弾力的に対応すること。

さらに肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換や肥料自給率の向上に向けた取り組みを促進すること。

5. 木質ペレットなどバイオマス利活用の推進・普及を図るため、技術開発支援や実証プラントの整備支援等を行うとともに、地域バイオマス利活用交付金制度の拡充を図ること。

6. 食料自給率向上対策について

(1) 学校給食等による食育の推進を通じ、米をはじめとした農産物の消費拡大を図るなど関係者が一体となった取組を推進すること。

(2) 食料自給率の向上のため、地産地消の推進に必要な支援措置を講じること。

7. 農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。

また、農地転用許可の権限を都道府県から受けている市については、農用地区域の指定・変更に係る都道府県の同意及び農地転用許可事務に係る都道府県農業会議への諮問を、それぞれ不要とするよう必要な措置を講じること。併せて、地域の実情等に応じた土地の有効利用が図られるよう、農地転用の許可基準を見直すこと。

さらに土地開発公社が行う農地転用について、その許可の範囲を拡大すること。

8．生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対して柔軟な対応が可能となるよう特例措置を追加するとともに、同申し出に対応するための措置を講じること。

また、市民農園等に相続が発生した場合には、相続税納税猶予など税制上の優遇措置を講じること。

9．遊休農地等を解消し農地の集積を図るため、任意営農組織においても農用地の利用権の設定が可能となるよう、農業経営基盤強化促進法の改正を図ること。

10．農業の持続的発展に必要な土地改良事業を円滑に推進するため、土地改良事業に係る償還金軽減対策の拡充や土地改良施設維持管理適正化事業の採択基準の引下げなど、必要な措置を講じること。

11．将来的な農地利用計画等に支障を来すことがないように、携帯電話中継基地局を農地内に設置しようとする事業者に対し、農業委員会等との事前協議を義務付けること。

また、農業委員会選挙における立候補者の負担が軽減されるよう、公職選挙法の準用項目を見直すこと。

12．農地・水・環境保全向上対策を強力に推進し、平成24年度以降も継続すること。

また、農用地区域以外の農地の面積を活動支援交付金の対象に算入することや地方財政措置の充実など、同対策に係る支援措置の拡充を図ること。

13. 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率の向上に向けて農業集落排水事業を効率的・効果的に推進するため、農業集落排水施設を公共下水道に接続させる場合における財政支援制度の創設や、地域再生法に基づく汚水処理施設整備交付金の交付対象要件の緩和を図ること。

また、農業集落排水施設に係る災害復旧事業に対し、財政措置が確実に講じられるよう、当該施設を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に指定すること。

さらに農業上及び地域防災上の観点から、「ため池」の整備・改修等に係る財政措置を強化すること。

14. グリーン(ブルー)・ツーリズムや農林漁業体験活動など都市と農山漁村の交流を推進する施策や農商工連携施策を強力に推進し、国内産農林水産物の消費拡大と地域経済の活性化を図ること。

15. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、地方財政措置の充実強化など制度の更なる見直し・拡充を行うこと。

また過疎化や高齢化が進行している、いわゆる「水源の里」において、農林畜産業等の振興や集落の活性化等が図られるよう積極的な財政措置を講じること。

16. 畜産・酪農経営安定対策について

(1) 配合飼料価格安定基金制度については、基金への農家負担の軽減のため、必要な措置を講じること。

また、継続的な経営安定のため、抜本的な対策を講じること。

(2) 国産飼料の増産を図るため、耕畜連携水田活用対策事業の助成対象者要件の緩和や財政措置の拡充を図るとともに、耕作放棄地への飼料作付けに対する財政措置を講じること。

(3) 農家の飼料購入に対し財政措置を講じること。

また、飼料生産を担う受託組織の育成に対し支援を図ること。

17. 家畜排せつ物処理施設の整備のため、平成 21 年度以降も必要な財政措置を講じること。

18. 牛海綿状脳症（BSE）対策については、再発防止のための万全な対策を講じるとともに、安全確保対策を継続すること。

19. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、防除に必要な技術支援や駆除・防除等に係る必要な財政措置を拡充すること。

また、鳥獣害防止総合支援事業の事務手続きの簡素化に努めること。

20. 食の安全・安心確保対策について

（１）食品被害拡大防止のため、国民及び地方自治体等に対し、正確な情報を迅速に提供すること。

（２）外食産業や加工食品等に対する原産地表示の義務付けなど、原料原産地表示制度の充実・強化を図るとともに、食品安全GAPなどの工程管理システムやトレーサビリティ・システムなど、食の安全・安心の確保に資する手法の導入支援や普及・定着を推進すること。

（３）輸入食品に関する検疫体制を強化するとともに、安全性に問題のある食品を輸出した国に対しては毅然とした対応を取ること。

また、食品安全に関する立入検査・監視体制について、実効性が担保されるよう抜本的な見直しを行うこと。

（４）食品事故の被害者等に対する十分な支援措置を講じるとともに、再発防止策の早期確立を図ること。

21. 農産物価格については、生産コスト上昇分が販売価格に反映されるよう、消費者等の理解醸成のための情報提供を行うとともに、価格安定対策を講じること。

22. 担い手・新たな就農者を確保するため、技術指導、経営資金融資、農地の集積など経営安定に資する事業の充実を図ること。

23．強い農業づくり交付金事業（集落営農育成・確保緊急整備支援）の採択条件は、新規・既存組織ともに同一とするよう見直しを行うこと。

また、強い農業づくり交付金事業については、平成 22 年度以降も継続すること。

24．国民的議論のもと農業振興策の中長期ビジョンを策定し、これに基づき積極的な施策を講じること。

25．W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉にあたっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

26．日豪 E P A ・ F T A 交渉に当たっては、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目である農産物について、関税撤廃の対象から除外または再協議の対象となるよう粘り強く交渉すること。

林業の振興に関する要望

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進について

- (1) 次期森林整備保全事業計画の策定に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保すること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 木質バイオマス利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質ペレット等の利用拡大及び安定供給を進めるための更なる支援措置を講じること。
- (4) 森林整備地域活動支援金交付制度については、交付単価の引上げ及び事務手続の簡素化を図ること。
- (5) 森林の持つ国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保すること。

2. 松林は防風・防潮効果をはじめ、住宅や農地を守るといった高い国土保全機能等を有していることから、予防、駆除、樹種転換等の松くい虫被害対策を総合的に進めるとともに、環境と松林を保全する体系づくりを進めるための支援措置を講じること。

水産業の振興に関する要望

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

1．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。

また、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

2．漁業用燃油価格高騰対策について

(1) 燃油費増加分に対する直接補てん措置である「省燃油操業実証事業」については十分な予算額を確保すること。

また当該事業の実施期間及び内容については、燃油価格の動向や漁業者の経営状況等を踏まえ、弾力的に対応すること。

(2) 漁業用燃油の安定供給の確保及び価格安定対策を講じること。

(3) 漁船用の低燃費エンジンなど省エネルギー機器等の技術開発を推進するとともに、当該機器等の導入に対する財政支援措置の充実強化を図ること。

(4) 燃油コストの増加分を水産物価格に反映しにくい漁業の実情を踏まえ、漁業者の手取りの確保等に向けた対策を充実強化すること。

(5) 漁業経営の安定・発展を後押しするため、漁船に対する固定資産税の課税標準特例措置の拡充や軽油引取税免税制度における申請手続の簡素化など税制支援の充実強化を図ること。

(6) 地方自治体が自主的に取り組む燃油価格高騰対策について財政措置を講じること。

3．WTO水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度を堅持すること。

また、コンブ等の水産加工品の原料原産地表示を義務化すること。

4．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

5．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

地域の活性化と国民生活の安定に関する要望

原油等価格高騰や金融経済情勢の悪化の影響を受けている地域産業や国民生活の支援のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 金融・経済の安定強化策

地域経済を支える中小・小規模企業の経営を支援するため、その中核となる地域民間金融機関の資金供給の円滑化を図るとともに、資金繰り対策としての貸付・保証枠の充実を図るなど「生活対策」を迅速かつ効果的に実施すること。

2. 原油等価格高騰対策の充実

(1) 農林水産業、製造業、運輸業等の各種産業の経営安定を図るため、所要の財政措置等について充実強化を図ること。

また、国内石油製品の供給及び価格の安定化のため、国際協調をはじめ適切に対応すること。

(2) 生活困窮者や事業者への助成等国民生活への支援のため、地方自治体が自主的にきめ細かく実施する支援対策に要する経費について地域の実態に応じて確実に財政措置を講じること。

(3) 社会福祉施設等の運営費や除雪費をはじめとする行政コストについて、原油価格高騰に伴う更なる財政負担に対して必要な財政措置を講じること。

(4) 化石燃料に代わるエネルギーや省エネルギー導入に対する支援の充実強化を図ること。

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．中小企業対策について

- (1) 中小企業対策関連施策を強力に推進するとともに、税制や融資などを含めた中小企業への総合的な経済対策を引き続き講じること。
- (2) 責任共有制度の運用に当たっては、中小企業への資金提供が円滑に行われるよう、金融機関への適切な指導・監督等を行うこと。
- (3) セーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実を図ること。
- (4) 取引上の地位を利用した不当な取引が行われないよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法の運用に万全を期すこと。
- (5) 下請中小企業が原油等の価格上昇分の転嫁を円滑に行えるよう必要な施策を講じること。また、便乗値上げの監視を強化すること。

2．市民生活や事業活動における省エネルギーを促進するとともに、石油依存度の低減を図るため、新エネルギーの開発及び導入を促進すること。

3．原子力発電施設等及び周辺地域の防災対策の充実強化を図り、地震災害からの復興を含め、万全な対策を講じること。

また、原子力発電施設周辺地域の一層の振興を図るため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特例措置を継続すること。

4．電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間の延長と交付限度額の確保を図ること。

5．農村地域工業等導入促進法、半島振興法及び企業立地促進法に基づく課税免除等に伴う減収補てん措置制度の延長を図るとともに、課税免除等の対象施設を拡大すること。

6．消費者行政について

- (1) 都市の消費生活センターの組織や業務内容などについては、地域の実情に応じて弾力的に実施できるようにすること。
- (2) 全国的なネットワークの構築などについては、財政措置を確実に講じること。

7．自動車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

8．建設発生土等の有効利用を図るため、「建設リサイクル推進計画 2008」を推進すること。特に、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。

9．地域振興の一環として製造販売する酒類について、酒税法の最低製造数量基準の引下げを行うなど、規制緩和を図ること。

10．地域ブランド商標の海外における保護や登録について、相談窓口を設置するなど支援を充実すること。